

とっとり農林水産業女子が進める働き方 改革推進事業

事業の目的

農林水産業へ従事する女性の活躍推進や女性リーダーの育成に関する取り組みを支援します。

対象者

- ◆団体：農林水産業者、農山漁村の振興を担う、3人以上の女性で組織する任意団体
- ◆個人：農林水産業に従事する女性

※団体、個人ともに①家族経営協定締結者②認定農業者など要件があります。

支援の内容

<団体向け>

(支援対象経費)

未就学児童託児費用、ヘルパー等確保費用、労力軽減のためのアシストグッズ導入費用、経営コンサルティング謝金、経営参画に資する取組み等に必要な経費

①報償費 ②旅費 ③委託料 ④使用料 ⑤消耗品費 など

(補助金額・補助率)

上限50万円／1団体・1／2補助

<個人向け>

(支援対象経費)

農業簿記、農業機械士、野菜ソムリエ、小型船舶操縦士等の農林水産業の経営に必要な技術や資格の取得経費

①受験料 ②受講料 ③教材費 ④旅費

(補助金額・補助率)

1人年間上限15万円(1／2補助)



募集期間・問い合わせ先

【団体】第1募集：令和2年4月5日～4月20日 第2募集：令和2年5月15日～5月30日

【個人】令和2年4月5日～翌年2月末日まで随時受付(予算状況により早めに締切場合があります。)

問い合わせ先： 県庁とっとり農業戦略課 電話：0857-26-7256 FAX：0857-26-8497

[別紙1]

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進 事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出

○交付申請は、農業・林業者は、農林事務所、農林局等所管の地方機関、
又は本庁関係課、水産業者は境港水産事務所又は本庁水産課に
郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが
できます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは： 補助事業経費の支払いが全て完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日)

○実績報告は下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書提出後、約2週間～3週間後に、指定口座に振り込みます。

資料提出・問い合わせ先 鳥取県農林水産部・とっとり農業戦略課
鳥取県鳥取市東町1-220
0857 - 26 - 7256 nougyousenryaku@pref.tottori.jp